

特定労務管理対象機関の指定申請に係る指定要件及び提出書類について

(1) 特定地域医療提供機関 (B水準)

	指定要件 (以下の要件全てに該当すること。)	提出書類 (注2) (県による確認方法)
1	<p>・医療機能が次に掲げる類型のいずれかに該当すること 【医師の働き方改革の推進に関する検討会中間とりまとめ、新医療法(注1)第113条第1項】 対象となる医療機能は、以下のとおりとする。</p> <p>◆「救急医療提供体制及び在宅医療提供体制のうち、特に予見不可能で緊急性の高い医療ニーズに対応するために整備しているもの」・「政策的に医療の確保が必要であるとして県医療計画において計画的な確保を図っている「5疾病・5事業」双方の観点から、</p> <p>i 三次救急医療機関 ii 二次救急医療機関 かつ 「年間救急車受入台数1,000台以上又は年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上」 かつ 「医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関」 iii 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関 iv 公共性と不確実性が強く働くものとして、県知事が地域医療提供体制の確保のために必要と認める医療機関 (例) 精神科救急に対応する医療機関(特に患者が集中するもの)、小児救急のみを提供する医療機関、へき地において中核的な役割を果たす医療機関</p> <p>◆特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関 (例) 高度のがん治療、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理、児童精神科等</p>	様式1 (注2-1) 添付書類1 (注2-2)
2	<p>・医師労働時間短縮計画の案に記載された時間外・休日労働の実績及び県医療審議会の意見を踏まえ、36協定において年960時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めをすることがやむを得ない業務があると考えられること 【新医療法第113条第1項、第5項】</p>	
3	<p>・医師労働時間短縮計画の案が次に掲げる要件を全て満たすものであること 【新医療法第113条第3項第1号】</p> <p>(1) 当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること (2) 次に掲げる事項が全て記載されていること ア 当該医療機関に勤務する医師の労働時間の状況 イ 当該医療機関に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標 ウ 当該医療機関に勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項 エ アからウに掲げるもののほか当該医療機関に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項</p>	時短計画案 (注2-3)
4	<p>・新医療法の規定による面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること【新医療法第113条第3項第2号】</p>	評価結果通知 (注2-4)
5	<p>・労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと 【新医療法第113条第3項第3号】</p>	添付書類6 (注2-5)

(注1) 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律(令和3年法律第49号)による改正後の医療法

(注2) 提出書類(下記以外にも追加で書類提出を求める場合があります。)

注2-1: 特定地域医療提供機関(B水準)指定申請書(様式1)

注2-2: 医療法第113条第1項に規定する業務があることを証する書類(添付書類1)

注2-3: 医療機関勤務環境評価センター受審の際に提出した「医師労働時間短縮計画(案)」
(受審の結果、計画(案)に修正がある場合は、修正後の計画(案))

注2-4: 医療勤務環境評価センターによる評価結果の通知書

注2-5: 誓約書(添付書類6)

(2) 連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）

	指定要件（以下の要件全てに該当すること。）	提出書類（注3） （県による確認方法）
1	<ul style="list-style-type: none"> 医師の派遣を通じて、地域の医療提供体制を確保するために必要な役割を担う医療機関であること 【新医療法第118条第1項】 	様式2 （注3-1） 添付書類2 （注3-2）
2	<ul style="list-style-type: none"> 36協定においては年960時間以内の時間外・休日労働に関する上限時間の定めをしているが、副業・兼業先での労働時間を通算すると、時間外・休日労働が年960時間を超えることがやむを得ない医師が勤務していること 【新医療法第118条第1項】 	
3	<ul style="list-style-type: none"> 医師労働時間短縮計画の案が次に掲げる要件を全て満たすものであること 【新医療法第118条第2項（第113条第3項第1号準用）】 (1) 当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること (2) 次に掲げる事項が全て記載されていること <ul style="list-style-type: none"> ア 当該医療機関に勤務する医師の労働時間の状況 イ 当該医療機関に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標 ウ 当該医療機関に勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項 エ アからウに掲げるもののほか当該医療機関に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項 	時短計画案 （注3-3）
4	<ul style="list-style-type: none"> 新医療法の規定による面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること 【新医療法第118条第2項（第113条第3項第2号準用）】 	評価結果通知 （注3-4）
5	<ul style="list-style-type: none"> 労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと 【新医療法第118条第2項（第113条第3項第3号準用）】 	添付書類6 （注3-5）

（注3）提出書類（下記以外にも追加で書類提出を求める場合があります。）

注3-1：連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）指定申請書（様式2）

注3-2：医療法第118条第1項に規定する業務があることを証する書類（添付書類2）

注3-3：医療機関勤務環境評価センター受審の際に提出した「医師労働時間短縮計画（案）」
 （受審の結果、計画（案）に修正がある場合は、修正後の計画（案））

注3-4：医療勤務環境評価センターによる評価結果の通知書

注3-5：誓約書（添付書類6）

(3) 技能向上集中研修機関 (C-1 水準)

	指定要件 (以下の要件全てに該当すること。)	提出書類 (注 4) (県による確認方法)
1	<ul style="list-style-type: none"> 県知事により指定された臨床研修プログラム又は日本専門医機構により認定された専門研修プログラム／カリキュラムの研修機関であること 【新医療法第 119 条第 1 項】	様式 3 (注 4-1)
2	<ul style="list-style-type: none"> 「適正な労務管理」と「研修の効率化」が行われた上で、医師労働時間短縮計画の案に記載された時間外・休日労働の実績及び指定申請の際に明示されたプログラム・カリキュラムの想定労働時間 (プログラム全体及び各医療機関における時間) を踏まえ、36 協定において年 960 時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めが必要と考えられること 【新医療法第 119 条第 1 項】	添付書類 3 (注 4-2) 添付書類 4 又は 添付書類 5 (注 4-3)
3	<ul style="list-style-type: none"> 医師労働時間短縮計画の案が次に掲げる要件を全て満たすものであること 【新医療法第 119 条第 2 項 (第 113 条第 3 項第 1 号準用)】 <ol style="list-style-type: none"> 当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること 次に掲げる事項が全て記載されていること <ul style="list-style-type: none"> ア 当該医療機関に勤務する医師の労働時間の状況 イ 当該医療機関に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標 ウ 当該医療機関に勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項 エ アからウに掲げるもののほか当該医療機関に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項 	時短計画案 (注 4-4)
4	<ul style="list-style-type: none"> 新医療法の規定による面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること 【新医療法第 119 条第 2 項 (第 113 条第 3 項第 2 号準用)】	評価結果通知 (注 4-5)
5	<ul style="list-style-type: none"> 労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと 【新医療法第 119 条第 2 項 (第 113 条第 3 項第 3 号準用)】	添付書類 6 (注 4-6)

(注 4) 提出書類 (下記以外にも追加で書類提出を求める場合があります。)

注 4-1 : 技能向上集中研修機関 (C-1 水準) 指定申請書 (様式 3)

注 4-2 : 医療法第 119 条第 1 項に規定する業務があることを証する書類 (添付書類 3)

注 4-3 : **【医療法第 119 条第 1 項の指定に係る業務が臨床研修の場合】**

臨床研修病院群の想定時間外・休日労働時間の記載 (添付資料 4)

【医療法第 119 条第 1 項の指定に係る業務が専門研修の場合】

研修施設における想定時間外・休日労働時間の記載 (添付資料 5)

注 4-4 : 医療機関勤務環境評価センター受審の際に提出した「医師労働時間短縮計画 (案)」

(受審の結果、計画 (案) に修正がある場合は、修正後の計画 (案))

注 4-5 : 医療勤務環境評価センターによる評価結果の通知書

注 4-6 : 誓約書 (添付書類 6)

(4) 特定高度技能研修機関 (C-2 水準)

	指定要件 (以下の要件全てに該当すること。)	提出書類 (注5) (県による確認方法)
1	<ul style="list-style-type: none"> C-2 水準の対象として厚生労働大臣が公示する、「我が国の医療技術の水準向上に向け、先進的な手術方法など高度な技能を有する医師を育成することが公益上必要である分野」において、C-2 水準の対象として審査組織が特定する技能 (以下「特定高度技能」という。) を有する医師を育成するのに十分な教育研修環境を有していること 【新医療法第 120 条第 1 項】	様式 4 (注 5-1) 医療機関申請書 (技能研修計画) (注 5-2)
2	<ul style="list-style-type: none"> 医師労働時間短縮計画の案に記載された時間外・休日労働の実績及び審査組織の意見を踏まえ、36 協定において年 960 時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めが必要と考えられること 【新医療法第 120 条第 1 項】	審査結果通知 (注 5-3)
3	<ul style="list-style-type: none"> 医師労働時間短縮計画の案が次に掲げる要件を全て満たすものであること 【新医療法第 120 条第 2 項 (第 113 条第 3 項第 1 号準用)】 <ol style="list-style-type: none"> 当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること 次に掲げる事項が全て記載されていること <ol style="list-style-type: none"> 当該医療機関に勤務する医師の労働時間の状況 当該医療機関に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標 当該医療機関に勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項 アからウに掲げるもののほか当該医療機関に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項 	時短計画案 (注 5-4)
4	<ul style="list-style-type: none"> 医療法の規定による面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること 【新医療法第 120 条第 2 項 (第 113 条第 3 項第 2 号準用)】	評価結果通知 (注 5-5)
5	<ul style="list-style-type: none"> 労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと 【新医療法第 120 条第 2 項 (第 113 条第 3 項第 2 号準用)】	添付書類 6 (注 5-6)

○提出書類 (下記以外にも追加で書類提出を求める場合があります。)

注 5-1 : 特定高度技能研修機関 (C-2 水準) 指定申請書 (様式 4)

注 5-2 : 審査組織に申請した医療機関申請書

(指定後すぐに C-2 水準適用の該当者がいる場合は該当者の技能研修計画)

注 5-3 : 審査組織による医療機関の教育研修環境に関する審査結果の通知書

注 5-4 : 医療機関勤務環境評価センター受審の際に提出した「医師労働時間短縮計画 (案)」

(受審の結果、計画 (案) に修正がある場合は、修正後の計画 (案))

注 5-5 : 医療勤務環境評価センターによる評価結果の通知書

注 5-6 : 誓約書 (添付書類 6)